慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	はじめに
Sub Title	Preface
Author	前田, 富士男(Maeda, Fujio)
Publisher	慶應義塾大学アート・センター
Publication year	2007
Jtitle	Booklet Vol.15, (2007.) ,p.[5]- [6]
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11893297-00000015-04211381

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

はじめに

美術研究を仕事とする者はいつも、美術館への道を急ぎ足で歩まざるをえない。というのも、より多くの作品・資料にふれるために、あるいは、ある作品をより深くみるために、と心が忙しく働くからだ。数時間ののち、美術館の扉を内側からおして外に出たときにはじめて、上野の街の賑やかさを呼吸し、あるいは、テムズ川の水面をゆっくりと眺め、ときには、スイス・アルプスの山容をのんびりと遠くに望むこととなる。美術館は、美術史研究者の眼には学術的な施設と映る。

それはしかし、ひとりの市民の態度として考えれば、職業上の見方にすぎない——そう考えるのが普通だろう。美術館は、一般の市民にとっては、心豊かなひとときを楽しむ施設であり、そうした場として、対価を支払って入場するのだ。そう反論されるにちがいない。

だが、美術館ひとつをみても、現代社会の「文化施設」とは、思いのほか、複雑な側面をもつ概念である。

文化施設は、とりあえず学術施設と異なると了解しよう。では、医療施設や社会福祉施設、学校教育施設と、あるいは公園や橋といった施設と同じかといえば、むろん、そうではない、と考えざるをえない。

われわれにとって文化施設とは、まず美術館・博物館、展示スペース、音楽ホール、劇場、講堂などの空間的設備であろう。わが国の「社会教育法」が示す社会教育施設を除いて、ホール・劇場など上演芸術関連施設に限定する立場もありうるが、ここでは広義にとらえておく。すなわち、美術、音楽、文学、演劇、舞踊・身体表現、映像などの芸術を鑑賞する公共的な空間である。同時に、そうした芸術領域を通じて表現活動を実践している市民や団体に提供される空間的設備でもある。また言うまでもなく、たんなる「設備」にとどまらず、芸術活動や資料保存、調査を支える「機能」が働いてこそ、はじめて文化施設たりうる。そう理解してよい。

もし以上のように考えてみると、要点は、「価値」の認識と把握に求めざるをえない。それも、「感性的価値（aesthetic value）」の問題である（訳語として美的価値を用いてもかまわないが、「美的」と「美しさ」を混同してはならない）。

ラディカルに問いかけるとすれば、図書館は文化施設か否か、と問いかけてもよい。一般常識からすれば、文化施設の代表は、図書館をおいてほかにない。だが、あえて感性的価値を重視すると、必ずしもそうではない。なぜなら、図書は、言語に支えられた知的価値を具現するメディアであり、必ずしも感性的価値を重視はしないからだ。もしわれわれが、厳格に価値領域の問題関心に則

して考えるとすれば、図書館はあくまで社会教育施設とみなすべきだろう。

価値については、有用性や労働量にもとづく経済価値を根幹とする生活的価値から、真理を指標とする知的価値、そして宗教や倫理、芸術にかかわる精神的価値まで、多様な振幅をもつことは、あらためて指摘するまでもない。いまここで、感性的価値の意味を検討する余裕はないけれども、その重要な特性をあげるとすれば、それが精神的価値でありながら、規範性に対して寛容なことだ。価値は本来、生活的価値にせよ知的価値、精神的価値にせよ、「こうあらねばならない（ought, should）」との規範性をもつ。規範性はそれゆえ、排他性や自己充足性を免れえない。しかし、感性的価値の重要な特性は、そうした規範性と表裏一体をなす排他性や自己充足性から自由なことである。

「文化施設」という概念の複雑さは結局、現代社会のシステムにおける感性的価値の位置づけにかかわっていよう。感性的価値が排他性や自己充足性という規範から自由であるとすると、この「施設」は、有用性にもとづく生活的価値の規範性からもっとも遠く位置することになる。行政サービスでしばしば語られる「文化施設よりも福祉施設を優先」との主張は、たしかに規範性の帰結として間違ってはいない。だが、現代社会のシステムは、多様な価値の規範性に対して、すでに十分な反省を歴史体験から獲得しているはずだ。芸術のもつ反・排他的、反・自己充足的な開かれた価値、すなわち規範性にとらわれない自由な価値こそ、公衆のための公共的な「文化施設」を支える原理にほかならないだろう。

本特集は、指定管理者制度や市場化テストなど、効率性を優先する行政改革に導かれるわが国の文化行政の事例を検討しつつ、文化施設のありようと公共性の概念を追究することとした。本号の寄稿者がすべて、わが国の文化施設問題の現場にかかわってきた経験者であることは附言しておきたい。河﨑晃一氏は芦屋市立美術博物館で、高橋信裕氏は長崎歴史文化博物館をはじめとする諸機関で、太下義之氏はＰＦＩ事業で多様な知見を蓄積されてきた。また植村栄治氏は行政法学領域にて、キュレーター渡部葉子はアート・センター赴任以前の東京都現代美術館にて、所員美山良夫は地方自治体の指定管理者選定委員会にて、筆者前田は文部科学省独立行政法人評価委員会美術館・博物館部会にて長く活動してきた。本特集がわが国の文化施設に関する公論形成の一助となれば幸いである。河﨑氏、高橋氏、太下氏、植村氏のご投稿に記して謝意を表したい。

慶應義塾大学アート・センター所長　前田富士男